

令和4年神審第25号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年8月22日00時30分

石川県安宅漁港北西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 2.3トン

登 録 長 8.02メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 96キロワット

3 事実の経過

Aは、船体船尾寄りに操舵区画を配し、同区画右舷側にGPSプロッター、機関遠隔操縦装置及び舵輪を、その左舷側にレーダー及び魚群探知機を、同区画後方の左舷側に舵輪及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、知人3人を同乗させ、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和3年8月21日17時50分安宅漁港を発し、梯川河口を經由して同港北西方沖合の釣り場に向かい、釣り場に到着して釣りを行った後、翌22日00時08分同釣り場を発進して帰途に就いた。

ところで、梯川河口の左右両岸には、北西方向に延びる長さ約80メートルの防波堤がそれぞれ築造され、右岸の防波堤（以下「右岸防波堤」という。）には緑色標識灯及び水銀灯が、左岸の防波堤（以下「左岸防波堤」という。）には赤色標識灯がそれぞれ設けられ、両防波堤先端周辺には、それぞれ消波ブロックが設置されていた。

また、a受審人は、普段から夜間に安宅漁港に帰航する際には、同乗者を船首部甲板及び操舵区画の右舷方に立たせて見張りの補助に当て、前示標識灯等の灯光を確認することや航行に支障となる障害物等があれば自身に助言するように告げ、同助言を基にして操船を行っていた。

a受審人は、GPSプロッター、魚群探知機及び0.5海里レンジとしたレーダーをそれぞれ作動させ、船首部甲板に2人の、操舵区画の右舷方に1人の同乗者をそれぞれ立たせて見張りの補助に当て、自身は操舵区画の舵輪後方に立った姿勢で操船に当たって安宅漁港北西方沖合を東行し、00時25分半石川県小松市所在の標高15.40メートルの三等三角点安宅（以下「安宅三角点」という。）

から313度（真方位、以下同じ。）1,410メートルの地点で、針路を123度に定め、7.6ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、00時28分安宅三角点から321度780メートルの地点に達したとき、左岸防波堤が船首方400メートルのところとなり、その後同防波堤に向首接近する状況であったが、航行に支障となる障害物等があれば、見張りの補助に当たった同乗者からその旨助言があるものと思い、レーダーを活用して自船と左岸防波堤との位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、操舵区画後方の左舷側に移動して操船を続け、左岸防波堤に向首したまま続航し、00時30分少し前、同乗者から右転するようにとの助言を聞き、右舵をとったところ、00時30分安宅三角点から339度420メートルの地点において、Aは、船首が204度を向いたとき、原速力のまま、同防波堤先端周辺に設置された消波ブロックに乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力3の南風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、自力離礁を試みたものの離礁できず、船体が波浪により岩場に打ち付けられて大破し、のち廃船処理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、安宅漁港北西方沖合において、同漁港に向けて帰航する際、船位の確認が不十分で、左岸防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、安宅漁港北西方沖合において、同漁港に向けて帰

航する場合、左岸防波堤に向首進行することのないよう、レーダーを活用して自船と左岸防波堤との位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行に支障となる障害物等があれば、見張りの補助に当てた同乗者からその旨助言があるものと思ひ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、左岸防波堤に向首接近する状況に気付かないまま進行して同防波堤先端周辺に設置された消波ブロックへの乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 3 月 9 日

神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広